

マイナンバーカードの保険証利用（マイナ保険証）に関するお願い

**2024年12月2日をもって保険証の発行が終了となります。**

**マイナ保険証のご利用をお願いいたします。**

【マイナンバーカードの申請および利用登録方法】

マイナンバーカードの申請および登録方法は[こちら](#)をご確認ください。（外部サイトにリンクします）

【マイナンバーカード（マイナ保険証）について】

マイナンバーカードをお持ちの方は、保険証をご提示いただく代わりに、マイナンバーカードを専用の読取機にかざすことで、保険証確認を行えます。

※マイナンバーカードをお持ちで無い方は現在お持ちの健康保険証でも、これまでどおり受付手続きができます。

令和6年6月より、1階初診受付にて、マイナ保険証をお持ちの方の専用レーンを設けております。

また、マイナンバーカードをお持ちであれば、患者さんの同意により、限度額適用認定証としても活用できます。患者さんは、保険者に対して限度額認定証の事前申請の必要はなく、医療機関の窓口では限度額を超える支払いが免除されます。

各種医療証（公費負担医療受給者証・乳幼児医療費証・特定疾病療養受療証 等）は、マイナンバーカードで確認できません。すべてご持参ください。